

会報

宮崎県建設業協会
機関誌

Monthly
Association
Construction
Industry
NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



建設技術フェア

平成26年11月14日(金)・15日(土) 【両日】10:00~16:00

- 場 所 宮崎県体育館
- 内 容 橋の模型作成体験コーナー
重機の展示・PRコーナー
・バックホー(0.7m³-1台、0.03m³-1台)
・カニクレーン
パネル展示(復旧作業、社会貢献活動等)

2015.

8

No.490

目次 CONTENTS

●平成27年8月の行事予定	1
●会員の異動状況・会員数推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成27年度第4回常務理事会を開催	3
2. 宮崎県県土整備部との意見交換会を開催	5
3. 地域支部活動報告① 都城地区建設業協会女性部 公共事業の動向を学ぶ研修会を開催	7
4. 地域支部活動報告② 都城地区建設業協会女性部・青年部と都城市との意見交換会を開催	7
5. 建設業若年者入職促進・人材育成事業（地域人づくり事業）の実施状況について	8
●雇用改善コーナー	
1. 高等学校卒業予定者の県内採用枠の拡大等に関する要望について	9
2. 「人材育成助成金」のご案内	10
3. 「職場意識改善助成金」のご案内	12
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	15
●技士会	
1. 平成27年度土木施工管理技術検定試験 1級実地試験受験準備講習会の開催のご案内	17
2. JCM特別セミナー開催のご案内	17
3. 工事成績対策講習会開催のご案内	18
4. JCMマンスリーレポート「現場の新技术」論文募集	18
●建退共	
1. 地区別の事務担当者研修会の開催について	19
2. 共済証紙購入の考え方（購入枚数の計算例）	19
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）	20
●厚生年金基金	
事業概況（6月分）	20
●建災防	
1. 平成27年度安全衛生に係る宮崎労働局長表彰について	21
2. 建設業職長等指導力向上教育セミナーの開催について	21
3. 建設業労働者確保育成助成金制度の一部が改正されました	22
4. 第52回全国建設業労働災害防止大会について	23
●火薬協会	
1. 火薬類取扱保安責任者等試験の受付状況について	24
2. 火薬保安講習会の日程について	24
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）	25
2. 中間前払金制度のご案内	26
●（公財）建設業福祉共済団からのお知らせ	
建設共済保険加入促進に向けて！！	27

平成 27 年 8 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	土			
2	日	道路愛護デーの活動		
3	月	県協会第1回建築委員会	災防団体連絡協議会（宮崎）	
4	火	九建協第1回労務対策委員会（福岡） 小林地区技術セミナー 4級建設業経理事務士特別研修（5日まで）	足場組立て等作業主任者技能講習（5日まで清武）	
5	水	建設業福祉共済団「建設共済」加入促進説明会（高千穂）	建退共事務担当者研修会（高千穂）	
6	木	高鍋・西都地区技術セミナー	職長・安全衛生責任者教育（7日まで清武）	火薬保安講習会（高千穂）
7	金	県協会第5回常務理事会、県土整備部との意見交換会 高千穂地区技術セミナー		
8	土	おやじの日（現場見学会 日南、高千穂）		
9	日			
10	月			
11	火		自由研削砥石の取替え等の業務に係る特別教育（延岡）	
12	水		足場の点検実務者研修（延岡）	
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月		基金納入告知書発送	
18	火		足場の組立て等の業務に係る特別教育（清武） 職長・安全衛生責任者教育（19日まで延岡）	
19	水	建設業福祉共済団「建設共済」加入促進説明会（宮崎）	建退共事務担当者研修会（宮崎） 低圧電気取扱い業務特別教育（清武） 基金説明会（小林）	
20	木	県協会第2回農業土木委員会	基金説明会（西都・高鍋）	
21	金	JCMセミナー特別講習会 県協会青年部連合会小林大会（小林）	高所作業車運転技能講習（22日まで延岡）	
22	土			
23	日			
24	月		基金説明会（日南）	
25	火	全国技士会被災地視察（26日まで宮城県）	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習（26日まで清武） 基金説明会（串間） 基金説明会（都城）	
26	水		基金説明会（高千穂）	
27	木	建設業福祉共済団「建設共済」加入促進説明会（東諸）	建退共事務担当者研修会（東諸） 基金説明会（延岡） 基金説明会（日向）	火薬保安講習会（日南）
28	金		車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（29日まで延岡） 基金説明会（宮崎）	
29	土			
30	日	宮崎県総合防災訓練（日南、串間、都城）		
31	月			

会員の異動状況

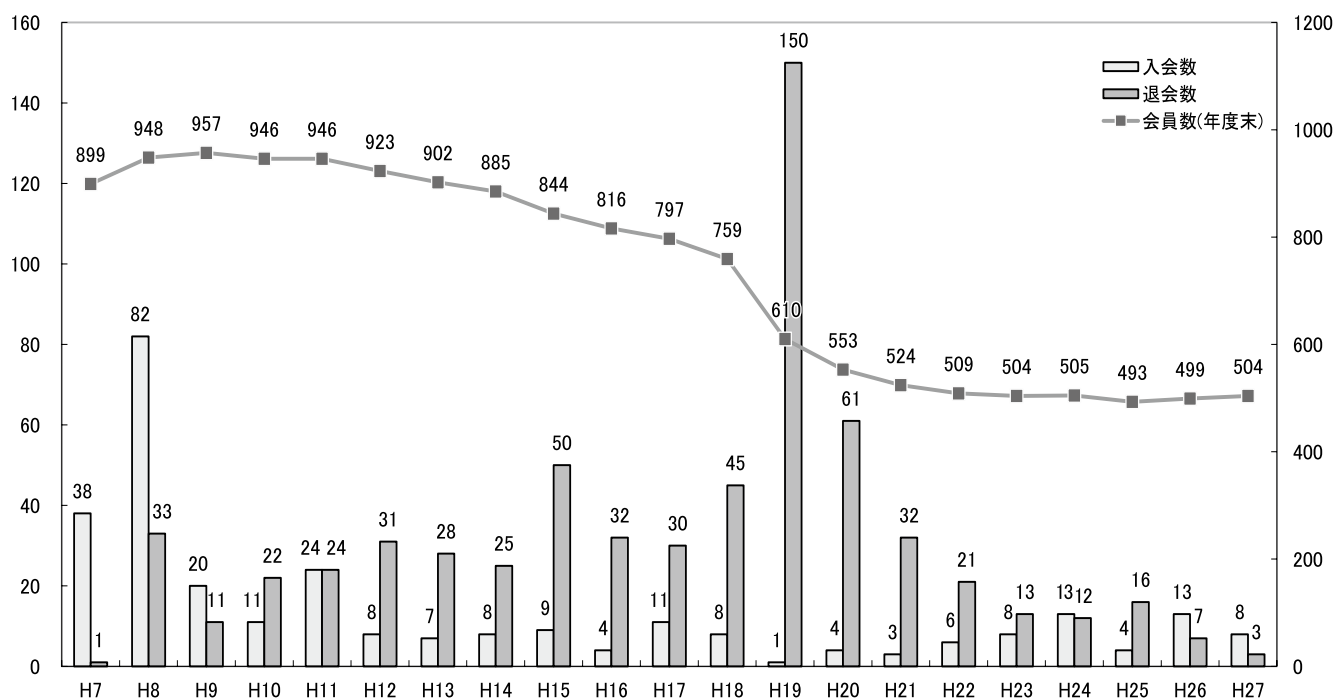
【新規加入会員】

地区名	会社名	代表者名
延岡	北方建設(有)	加行幸一

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮崎	(株) シンケン	代表者	中山正俊	中野講平
小林	(有) 大木場産業	住所	〒889-4301 えびの市大字 原田1777番地	〒889-4301 えびの市大字 原田1861番地43

宮崎県建設業協会会員数の推移



年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	3
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	504

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退（68社脱退）、H27はH27.7.27現在

宮崎県建設業協会

1. 平成27年度第4回常務理事会を開催

平成27年7月9日（木）午後1時30分、建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（12／13名：会成立）の報告して開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「本年度の発注が例年の半分程度に止まり、平準化発注にはほど遠い状況にあることを懸念している。このような中、延岡市で開催された防災・減災シンポジウム、宮崎市で開催されたインフラストック効果シンポジウム、宮崎河川国道事務所との意見交換会、そして、足立前国土交通省技監の来県等、多くの行事で各地区建設業協会長のご協力をいただき感謝を申し上げる。足立前技監には、九州ブロック会長会で7月7日に上京し、脇・佐藤両先生もご出席いただき推薦状をお渡ししたところである。

県との意見交換会は、先月回答を持ち越した分や地域維持型契約が議題になるが、よろしくようお願い申し上げます。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



山崎会長挨拶



第4回 常務理事会

議題1 新規会員入会申込みについて

樫村事務局長が資料1に基づき、延岡地区協会から1社入会推薦を受けたことを報告し、山崎会長が説明を行い入会が承認された。

議題2 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料2に基づき、県土整備部の出席者及び県の説明事項について報告した。

6月の意見交換会資料に基づき、工事現場看板の金額表示について、パイプライン工事を土木一式工事に含む要望について、大手による高校新卒採用活動の実態について等が持ち越しの議題になることを報告した。

また、地域維持型契約に係る各地区協会と土木事務所との意見交換会の課題等を、資料として添付したことを報告した。

地域維持型契約については、8月7日に各地区から出された意見を取り纏めることが承認された。

議題3 公共工事労務費調査説明会について

大谷総務課長が資料3に基づき、日南地区と串間市、宮崎地区と東諸地区、高鍋地区と西都地区の3会場については、開催挨拶を行う地区協会長を決めてもらうことを報告し、決定された。

また、西臼杵、延岡、日向地区で行われる説明会には、県の担当者が参加できないことを報告した。

議題4 九州地方整備局との意見交換会について

大谷総務課長が資料4に基づき、本会の意見16項目を山崎会長名で九州地方整備局長宛て提出したことを報告した。九州地方整備局の情報によると、意見交換のテーマは本会が提出した16項目の中から絞られることを報告した。

出席者名簿及び次第等の資料は九州地方整備局が準備しているが、現時点で提示されていないことを報告した。

※7月14日、意見交換は16項目すべてについて行われた。

宮建協

議題5 平成28年度国・県に対する要望について

坂元専務理事が資料5に基づき、国政に対する要望を6項目、県政に対する要望を9項目報告し、承認された。

国政に対する要望では、「東九州自動車道、九州中央自動車道及び都城志布志道路等の早期完成と未事業区間の早期事業化について」の要望先に財務省を追加すること、及び、県政に対する要望では、「南海トラフ巨大地震津波対策の推進について」の要望先に環境森林部を追加することが承認された。

議題6 品確法等の効果検証に係るアンケートについて

樫村事務局長が資料6に基づき、各地区協会から推薦された会員企業について報告し、推薦された54社に対してアンケート調査を実施することが承認された。

議題7 「2015 みやざき防災特集」企画協賛について

樫村事務局長が資料6に基づき、宮崎日日新聞社が毎年防災の日前に企画する防災特集について、今年も協賛依頼があったことを報告し、承認された。

議題8 その他

(1) 地域人づくり事業について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、研修修了者と研修継続者の状況、及び、第8回集合研修（最終回）予定について報告した。

(2) テレビCMワーキンググループ報告について

竹尾副会長が参考2に基づき、7月7日（火）に開催されたテレビCMワーキンググループについて報告した。

CMは、親子3世代の物語が3部作で構成されること、CM作成に際して、各地区協会は出演等の協力依頼があれば協力することが承認された。

(3) おやじの日について

竹尾副会長が参考5に基づき、おやじの日の現場見学会について報告した。九州各県が2～3分程度のDVDを作成したものを、九州地方整備局が1本に編集し、行政機関や学校に配付することを報告した。

他県の情報として、熊本・鹿児島両協会のCM等が報告された。

(4) 建退共説明会の開催について

林田課長が参考3に基づき、建退共契約事業所の事務担当者研修会並びに建設共済説明会の開催計画を報告した。

山崎会長が、建退共評議員会の情報として、平成28年4月からの制度改正について報告した。

(5) 建設業福祉共済団「建設共済」について

大谷課長が参考4に基づき、建設業福祉共済団の助成金支給額が、平成28年4月から予定されていること、また、役員会等への説明機会を設けたいこと、及び、未加入会員企業への訪問説明について報告した。未加入会員企業への訪問は、個別にお願いする旨の説明を行った。

会員の新規加入に対する助成金は、全額を会員が所属する地区協会に支給することが承認された。

(6) その他（情報提供等）

① 図書の配付について

「助成金活用のポイント」「マイナンバーQ & A」を会員に配付することを報告し、承認された。

② 日本赤十字社からの情報について

日本赤十字社からの依頼があり、表彰受賞経歴が県入札参加資格審査の加点項目になることを報告した。

③ 宮崎県産業開発青年隊テレビ報道について

7月19日（日）午前9時35分から、UMK県政テレビ番組で宮崎県産業開発青年隊が報道されることを報告した。

④ 「大淀川クリーンアップ2015」について

7月12日（日）の「大淀川クリーンアップ2015」に宮崎地区協会が16名、県協会事務局が6名参加することを報告した。

※7月11日、降雨のため中止することが決定された。

議題9 9月常務理事会開催日について

議長が、9月常務理事会は9月8日（火）を候補日としたいが、県議会期間中のため、9月3日（木）と4日（金）を予備日として調整することを提案し、承認された。

2. 第4回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成27年7月9日（木）午後3時00分、宮崎県建設会館5階「会議室」において、第4回目の意見交換会が開催された。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：佐野部参事兼課長、井上課長補佐
老岐主幹、一井主査、金田主事
津田主幹、外園主査

技術企画課：木下課長、石井課長補佐
桑畑主幹、否笠主幹、浜川主幹
春田主査

◇公共三部共管

工事検査課：甲斐課長、岡留工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、谷口・河野（宏）・竹尾副会長
後藤・小野・淵上・藤元・河野（孝）・
甲斐常務理事

事 務 局：坂元専務理事、樫村常務理事
兼事務局長、大谷・林田・菊池課長

【山崎会長挨拶】

まずは、本日の意見交換会のお礼を申し上げる。

6月は、「宮崎の防災・減災を考えるシンポジウム」や「九州地域活性化シンポジウム」が開催され、県からも多く出席されたようである。長雨による土砂災害や台風被害が懸念されるため、防災会議、訓練を通して万全の体制を構築したい。今年度は発注が遅れており、業界として先行きに不安を感じている。早期発注と平準化をお願いしたい。また、地域維持型契約は意見交換が2地区終了しておらず意見が纏められないため、来月の意見交換会をお願いしたい。また、総合評価の工事実績を15年に延長することや、若手技術者を40歳未満にすることも重ねてお願いしたい。



山崎会長挨拶

【佐野部参事兼管理課長挨拶】

建設業協会におかれては、台風や梅雨の長雨に対する備えにご協力いただきお礼を申し上げる。知事の定例記者会見の資料をお配りしたが、防災対策によるストック効果について掲載されている。平成27年度予算は、建設産業経営基盤強化支援事業に力を入れたい。有効求人倍率が1倍を超えており、建設業の意義・役割をアピールして、若者の取り込みに繋がることを期待したい。この事業は応募が少ないため、PRをお願いしたい。



佐野部参事兼管理課長挨拶

◆県からの情報提供について（説明順）

（1）平成28・29年度入札参加資格における総合数値の体系について（管理課）

地域貢献の「防災目的での業務委託契約」は、道路巡視等が評価されるが、平成25・26年度分の契約を評価する。今年4月以降分の、組合やJVの業務は未整理のため、平成28・29年度は評価対象外である。

（2）工事発注について（木下技術企画課長）

例年に比べて工事が少ないのは、平成26年度補正予算と繰り越し工事が少なかったことが原因である。今年度予算の8月発注を急ぐよう土木事務所に声かけをしている。

◆意見交換

本会→工事現場看板についての回答は如何か。

県→平成16年に、県民から工事の理解を得るため、職員にコスト意識を持たせるため等の説明責任を果たす目的で開始された。現在6市町村と九州では沖縄県だけが金額表示している。意見交換をさせていただきたい。

本会→5年前からお願いしていることである。技士会で意見を出したので、発注者の理解をいただき、9月1日から廃止していただきたい。

宮建協

県→技士会の意見内容をみてから回答したい。

県→パイプライン工事については、道路工事が土木総合評価実績をみるのに対し、パイプライン工事はパイプラインの整備能力をみているため、道路に関する工事と同一にするのは困難である。

本会→今回の回答は農政水産部と協議した結果なのか。

県→そのとおりである。

県→主たる工事が道路なのか、パイプラインなのかの違いがあるため、同一工事にできない。

本会→8月20日に農政水産部と意見交換を行うので確認するが、納得できない回答である。

県→新卒者の就職活動について商工サイドに確認したところ、高校生は4月1日求人票受け付け、9月16日に就職試験の取り決めがあり、守られている。大学生は経団連から企業に通知しているが、紳士協定として運用されている。

本会→9月30日以降も、地域人づくり事業の継続をお願いしたい。

本会→テレビCMは、産業開発青年隊の実習風景を入れ、習得できる資格をロール字幕で流したいと考える。また、県もおやじの日に参加していただきたい。DVDを作成し出前講座等で使用するが、県も使っていただきたい。

本会→地域維持型契約は、経費支払いが決算に影響する会社があるため、円滑な事務をお願いしたい。

本会→変更契約書まで全構成員の割印が必要なのか。簡略化を検討していただきたい。

県→法制業務を統括する行政経営課と協議したが、割印は必要である。

本会→崩落した法面の土砂の撤去は巡回業者が担当し、その後の法面工事は法面業者が担当している。法面工事も巡回業者に任せていただきたい。

県→発注機関に相談していただきたい。

本会→本日、組合に検査の話があったが、他の地区はないようである。

県→総価契約になったため確認するものである。県内全体として取り決めたい。

県→出来高検査終了後に支払を行うため、検査するものである。

本会→地域維持型契約について意見が揃ったら提出するので、来月改めて意見交換をお願いしたい。

本会→土木事務所との意見交換で、持ち帰り回答したいとなったものは何時回答がもらえるのか。

県→事務所でできるものは分かり次第回答する。本課までのものは、既に事務所に回答したものもあるが、事務所を通して回答したい。



県土整備部との第4回意見交換会

本会→定例記者会見の資料について、県北の高速道路の2車線化を要望していただきたい。

県→知事以下、要望活動を実施している。協会も一緒に要望活動をお願いしたい。

以上、午後4時10分、意見交換会を終了した。

3. 地域支部活動報告① 都城地区建設業協会女性部 公共事業の動向を学ぶ研修会を開催

都城地区建設業協会の女性部（宮島百合子部長）が主催する平成 27 年度研修会が、13 日に都城市内で開かれた。女性部が例年取り組んでいる研修事業の一環として開催されたものであり、女性部及び青年部の部員 85 名が出席する中、講師に国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所の竹林秀基所長を招き、「公共事業をめぐる最近の話題」をテーマに講演を行った。

開会に先立ち挨拶に立った宮島部長は、「厳しい建設業の現状を打開するため、会社の台所を預かり、社長の右腕でもある女性部員も前向きに見聞を広げ、努力していかなければならない」と述べ、研修を通じて知識の習得に励むよう参加者に訴えた。

研修では、宮崎河川国道事務所の竹林所長が公共事業予算や建設労働者数、許可業者数、経常利益率などの推移をデータを使って分かり易く説明。ピーク時と比較して、建設投資額は 4 割減、技能労働者数は 2 割減となっていることや、他の産業と比べて建設業の利益率及び労働者の賃金が低い水準にあることを説明した。

竹林所長は、担い手 3 法や公共工事の実態等を聞くために開設した建設業フォローアップ相談ダイヤルの制度概要を説明、都城志布志道路や東九州自動車道の整備進捗状況も紹介した。このほか、「地域の安全・安心を守るため、行政と建設業が連携して取り組むことが必要だ」と述べ、国土交通行政への支援と協力を求めた。



宮島女性部長挨拶



竹林宮崎河川所長



研修会

4. 地域支部活動報告② 都城地区建設業協会女性部・ 青年部と都城市との意見交換会を開催

平成 27 年 6 月 11 日（木）午後 3 時 30 分から、都城市役所 7 階 大会議室にて、都城地区建設業協会女性部・青年部と都城市役所との意見交換会並びに交流会を開催した。

意見交換会内容は次のとおり。

◇都城市

児玉総括副市長、中屋土木部長以下 33 名

◇都城地区建設業協会女性部

宮島女性部長以下 11 名

◇都城地区建設業協会青年部

坂元青年部長以下 18 名



意見交換会提案項目

女性部	青年部
①最低制限価格について ②変動型最低制限価格制度について ③発注時期の平準化について ④提出書類の簡素化について ⑤設計価格の見直しについて ⑥指名競争入札と一般競争入札との併用について ⑦工事金の入金日について ⑧建設業者等格付適用基準の見直しについて ⑨公共事業の今後の方針について	①建築工事の設計単価の見直しについて ②意見交換会の後の対応について ③建築の設計単価の根拠の明示について ④技術者不足及び労働者の高齢化について ⑤総合評価方式による入札について ⑥入札への参加機会について ⑦年度を越えた工期の設定について ⑧交通誘導員の数量について ⑨現場管理費率及び一般管理費率の改正における27年度の適用是非について

5. 建設業若年者入職促進・人材育成事業（地域人づくり）の実施状況について

（１）研修者の状況

研修修了者 10人、研修継続中 3人

（２）集合研修

研修名	第8回 建設業者研修
日時	7月21日（火）13時30分から16時 宮崎県建設会館 5階 会議室
内容 講師	①建設業法について 宮崎県県土整備部 管理課 建設業担当 主 査 一井 昇 氏 ②入札・契約制度について 宮崎県県土整備部 管理課 入札制度担当 主 査 外園 智康 氏 ③品質確保及び総合評価落札方式について 宮崎県県土整備部 技術企画課 技術評価担当 主任技師 安部 知之 氏
参加人数	参加者 3人



建設業法について



入札・契約制度について



品質確保及び総合評価落札方式について

雇用改善コーナー

1. 高等学校卒業予定者の県内採用枠の拡大等に関する要望について

一般社団法人 宮崎県建設業協会
会 長 山 崎 司
(公印省略)

宮崎県高等学校PTA連合会会長から、平成28年3月高等学校卒業予定者の県内採用枠の拡大等に関する要望がありました。

会員企業におかれましては、要請の趣旨を十分ご理解いただき、積極的に若者の採用、育成に努めていただくようお願いします。

平成28年3月高等学校卒業予定者の 県内採用枠の拡大等に関する要望書

平素より、本県高校生の就職支援並びに既卒業者の雇用等に対しまして、多大なるご支援を賜り、深く感謝申し上げます。さらには、若者の将来に対しての人材育成に関しまして多面にわたりご協力とご支援をいただいておりますことに、心よりお礼申し上げます。

今春の新規高等学校卒業者の県内における求人数、就職内定率は、共に近年希にみる増加となっております。これもひとえに皆様のご支援の賜物であると重ねて感謝申し上げます。

県高等学校PTA連合会としましては、このような状況を踏まえ、就職を希望する高校生に対して、企業を知るための求人事業所説明会の開催、インターンシップや就業意識啓発のためのセミナーの開催など、取り組んでおります。

一方、働く子どもたちは、コミュニケーション能力の不足、忍耐力不足の子どもも一部見受けられます。これらに関しましては、我々保護者も家庭教育の責任を痛感しているところです。今後は、学校や行政、地域社会、家庭の連携のもとに、家庭教育の中で基本的な生活習慣の確立と職業人としての識見と素養を身につけさせ、職場の一員として活躍できるよう精いっぱい支援していく所存です。

宮崎で働き、そして宮崎で暮らしていきたいと願う前途ある若者が、県内に留まるためには、地域における働く場の確保が不可欠であります。今後の宮崎県の発展のために子どもたちが貢献できますよう採用枠の拡大につきまして、特段のご配慮をいただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

平成27年7月22日

宮崎県高等学校PTA連合会
会 長 長 岡 政 吉

一般社団法人 宮崎県建設業協会会長 殿



雇用改善

2. 「人材育成助成金」のご案内

企業内人材育成推進助成金

※ 平成27年度から創設

計画的に人材育成を推進するための制度を導入・実施した事業主、事業主団体に助成します。

助成対象		制度導入助成額	実施・育成助成額 (一人あたりの額)
① 個別企業助成コース ①～③の人材育成制度を就業規則等に規定して導入し、従業員に実施した事業主に、一定額を助成			
① 教育訓練・職業能力評価制度	従業員に教育訓練や職業能力評価を、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度	50万円(25万円)	5万円(2.5万円)
② キャリア・コンサルティング制度	従業員にキャリア・コンサルティングを、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度	30万円(15万円)	5万円(2.5万円)
	従業員をキャリア・コンサルタントとして育成した場合に加算	—	15万円(7.5万円)
③ 技能検定合格報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度	20万円(10万円)	5万円(2.5万円)
② 事業主団体助成コース 従業員に教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主（団体の構成員である事業主）を支援する事業主団体に、構成事業主が3事業主以上、かつ従業員合計30名以上に導入・実施された場合に、支援に要した費用の一部を助成		支援に要した費用の2/3 上限額500万円	

※ () 額は大企業の額。実施・育成助成は10人まで

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

キャリアアップ助成金

※ 平成27年度から「育児休業中訓練」を創設

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容		助成額 ※()額は大企業の額													
人材育成 コース	有期契約労働者等に下記の訓練を行った場合に助成	◆教育訓練機関等における座学《1人当たり》 賃金助成：1h当たり 800円(500円) 経費助成：1人当たりの訓練時間数に応じた次の額													
	◆一般職業訓練（教育訓練機関等における座学）	<table><tr><th>訓練の種類 訓練時間数</th><th>一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練</th><th>中長期的 キャリア形成訓練</th></tr><tr><td>100h未満</td><td>10万円(7万円)</td><td>15万円(10万円)</td></tr><tr><td>100h以上200h未満</td><td>20万円(15万円)</td><td>30万円(20万円)</td></tr><tr><td>200h以上</td><td>30万円(20万円)</td><td>50万円(30万円)</td></tr></table>		訓練の種類 訓練時間数	一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練	中長期的 キャリア形成訓練	100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)	100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)	200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)
	訓練の種類 訓練時間数			一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練	中長期的 キャリア形成訓練										
	100h未満			10万円(7万円)	15万円(10万円)										
	100h以上200h未満			20万円(15万円)	30万円(20万円)										
200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)													
◆有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関等における座学と企業における実習を組み合わせた3～6か月の職業訓練）															
◆中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（教育訓練機関等における座学））															
◆育児休業中訓練（育児休業中の労働者の自発的な申し出により実施する教育訓練機関等における座学）	※育児休業中訓練は経費助成のみ														
		◆企業における実習《1人当たり》 実施助成：1h当たり800円(700円) ※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円													
		詳しくは、 ハローワーク、都道府県労働局 へ													

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

キャリア形成促進助成金

※ 平成27年度から下線部を新設・拡充

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
① ものづくり人材育成訓練【新設】	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ・事業主団体等連携型訓練(事業主団体等と企業が連携して実施する訓練) ・企業連携型訓練(複数の企業が連携して実施する訓練) ・企業単独型訓練(企業が単独で実施する訓練) 経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

○ 事業主向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
② 政策課題対応型訓練		
① 成長分野等人材育成コース	大企業 中小企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
② グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
③ 中長期的キャリア形成コース		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
④ 熟練技能育成・承継コース	大企業【拡充】 中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
⑤ 若年人材育成コース		採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
⑥ 育休中・復職後等能力アップコース	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 経費助成：2/3(1/2)【助成率拡充】 賃金助成：1h当たり800円(400円)
⑦ 認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①の企業単独型訓練を除く) 経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円 OJT実施助成(⑦)：1h当たり600円
⑧ 自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援
③ 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練 経費助成：1/3 賃金助成：1h当たり400円

○ 事業主団体等向け

助成内容		助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練【拡充】 経費助成：1/2(育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3)

- ※ 経費助成の1人1コースの事業主に対する支給限度額について、①、②①～⑥は15万円～50万円(大企業は10万円～30万円)、②⑦、⑧、③は7万円～20万円。また、事業主団体等に対する支給限度額について、①、④は1団体当たり500万円。
- ※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円(認定職業訓練、①または②⑦の場合は1,000万円)、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円。
- ※ 助成の対象となる訓練等の受講回数は、1労働者につき、1年度3コースまで
- ※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり(中小企業：賃金800円(1h)・経費1/2、大企業：賃金400円(1h)・経費1/3)

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

雇用関係助成金

検索

雇用改善

3. 「職場意識改善助成金」のご案内

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内

（職場環境改善コース）

「労働時間等の設定の改善」※により、仕事と生活の調和に
取り組む中小企業事業主を支援します



- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

上限額を100万円に引き上げました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- | | |
|---|--|
| ○ 労務管理担当者に対する研修 | ○ 労務管理用ソフトウェア |
| ○ 労働者に対する研修、周知・啓発 | ○ 労務管理用機器 |
| ○ 外部専門家によるコンサルティング
（社会保険労務士、中小企業診断士など） | ○ デジタル式運行記録計（デジタコ） |
| ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
（計画的付与制度の導入など） | ○ テレワーク用通信機器 |
| | ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等
（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車
リフトなど）（注：成果目標をいずれも達成した場合のみ、支給対象となります。） |

などの
導入・更新

（※）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を4日以上増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を5時間以上削減させる

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間中（事業実施承認の日から平成28年2月15日まで）の3か月を自主的に設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費		助成額	
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、 備品費、機械装置等購入費、委託費		対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額	
成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組の場合は、下の表のとおりです。

成果目標の達成状況	a、bともに達成
補助率	3/4
上限額	100万円



厚生労働省・都道府県労働局

商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の
事業場規模10人未満の中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (所定労働時間短縮コース)

「労働時間等の設定の改善」※による所定労働時間の短縮を支援します



- 社員のワーク・ライフ・バランスを推進したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

所定労働時間の短縮でワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- | | | |
|---|--|----------------|
| ○ 労務管理担当者に対する研修 | ○ 労務管理用ソフトウェア | } などの
導入・更新 |
| ○ 労働者に対する研修、周知・啓発 | ○ 労務管理用機器 | |
| ○ 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士など) | ○ デジタル式運行記録計(デジタコ) | |
| ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
(所定労働時間に関する規定の整備など) | ○ テレワーク用通信機器 | |
| | ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等
(小売業のPOS装置、飲食店の自動食器
洗い乾燥機など) | |
- (※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、**週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。**

3. 事業実施期間

事業実施期間中(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)に取組を実施してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

補助率	3/4
上限額	50万円



厚生労働省・都道府県労働局

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (テレワークコース)

「労働時間等の設定の改善」※及び仕事と生活の調和の推進のため、
終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワーク
に取り組む中小企業事業主を支援します



- 社員の育児や介護と仕事の両立を支援したい
- 社員の通勤負担を軽減したい
- ワーク・ライフ・バランスを推進して社員のやる気をアップさせたい
- 優秀な人材を確保したい
- 災害時にも事業を継続させたい

サテライトオフィスで行うテレワークも対象に加わりました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- テレワーク用通信機器の導入・運用(※)
(例)Web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器など
(※)パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
(例)テレワーク勤務に関する規定の整備
- 保守サポート料、通信費
- 労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発
- クラウドサービス使用料
- 外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」を両方達成することを目指して実施してください。

- 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- 評価期間において、対象労働者が終日、在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)で、1か月から6か月の間で設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」の達成状況に応じて支給します。

対象経費		助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 ※ 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「3. 評価期間」を超える契約の場合は、「3. 評価期間」に係る経費のみが対象		対象経費の合計額×補助率 (上限額を超える場合は上限額(※)) (※)「1人当たりの上限額」×対象労働者数または「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額
成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	6万円	4万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

例えば、従業員100人の企業で、総務、経理部門5人に1人当たり10万円の機器を導入する場合、
所要額 10万円×5人 = 50万円
→ 6万円×5人 = 30万円を助成
※目標未達成の場合は、
4万円×5人 = 20万円を助成



厚生労働省・都道府県労働局

事業協同組合

下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

組合

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.80%	2.20%
事務手数料	0.20%	0.20%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	$(\text{請負額} \times \text{出来高率} - \text{受領済額} - \text{違約金}) \times 90\% \text{《担保掛目》}$
100%(完成)	$\text{請負額} \times \text{出来高率} \times 90\% \text{《担保掛目》} - \text{受領済額}$

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝297万円（1,100万円×80%－440万円－110万円）×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	$\text{請負額} \times \text{出来高率} \times 90\% \text{《担保掛目》} - \text{受領済}$
----	--

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝352万円（1,100万円×80%×90%）－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 平成27年度 土木施工管理技術検定試験 1級実地試験 受験準備講習会の開催ご案内

今年の1級土木施工管理技術検定試験の学科試験は7月5日に実施されました。学科試験に合格された方と、昨年、学科試験のみに合格されている方を対象に、実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。学科試験に合格された皆さんは資格取得目指し、頑張ってください。

1級 実地講習（2日間を2回に分けて開催）	
日 程	平成27年9月2日（水）～ 3日（木）
	平成27年9月9日（水）～ 10日（木）
受講金額	会員：25,000円・非会員：29,000円（テキスト代は別）
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市橘通東2丁目9番19号）
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 (0985-31-4696)

2. 「JCM特別セミナー」開催のご案内 （CPDS認定講習7ユニット）

今年も「JCM特別セミナー」を開催します。講師は、ハタコンサルタント(株)の降旗達生氏で、今回のテーマは「建設現場の品質と生産性改善」で少人数による演習形式となっております。申込みは全国技士会連合会（JCM）のホームページのJCMセミナー（演習タイプの講習会）から行うことができます。

※ グループに分かれて行う少人数演習タイプです。

※ 工事現場の問題点の発見手法、現場改善ツールとしての5S、工程管理手法、施工管理のレベルアップ手法など具体的に学習します。

日時・場所	講 習 名	定 員	講 師
平成27年8月21日（金） 9：30～17：00 宮崎県建設会館	建設現場の品質と生産性 改善セミナー	48名	ハタコンサルタント(株) 降旗 達生 氏
受講料 （テキスト代込）	宮崎県土木施工管理技士会 正会員及び賛助会員	一般（非技士会会員）	
	5,000円	20,000円	

お申込み方法：全国土木施工管理技士会連合会ホームページからお申し込み下さい。

3. 「工事成績対策講習会」開催のご案内

～竣工検査編・設計変更協議編～（C P D S 認定講習 6 ユニット）

工事現場の高評価獲得のために最も重要な対策項目の一つである「竣工検査」に着目し、竣工書類・写真及び検査時の対応の具体事例を紹介いたします。

また、改正品確法運用指針において、制度内容がより明確化された設計変更。

公開されている事例を基に発注者側の設計変更可否・判断基準を学びます。変更協議にむけた手続き、提案の切り口など、収益性の高い工事に“作り替える”ための確実な設計変更方法を解説します。

- | | |
|---------|--|
| ● 日時・会場 | ◆ 平成 27 年 10 月 7 日（水曜日）【宮崎会場】 定員 80 名
宮崎県建設会館 5 階会議室
〒 880-0805 宮崎市橘通東 2-9-19 TEL (0985) 31-4696 |
| | ◆ 平成 27 年 10 月 8 日（木曜日）【延岡会場】 定員 70 名
延岡建設会館 2 階会議室
〒 882-0872 延岡市愛宕町 2-32 TEL (0982) 33-2145 |
| | ◆ 時間 9:00 ～ 16:00 |
| ● 参 加 費 | 会員無料（技士会正会員及び賛助会員、県建設業協会員）
非会員 4,000 円 |
| ● 問い合わせ | TEL (0985) 31-4696 宮崎県土木施工管理技士会
※ 定員になり次第締め切ります。 |

4. JCM マンスリーレポート 「現場の新技术」 論文募集

（一社）全国土木施工管理技士会連合会では、NETIS の新技术を使用した土木工事の施工事例を募集することにしております。

この応募で受理されますと、主執筆者は 5 ユニット、共同執筆者は 1 又は 2 ユニット取得できます。

執筆対象者は、1・2 級土木施工管理技士有資格者で、現場代理人、監理技術者等の役職の限定はありません。

内容は、自社での NETIS 技術の施工に関する実績で工事規模、工種の制限はありません。過去に他団体等に提出した論文・報告は応募できません。

詳しくは、（一社）全国土木施工管理技士会連合会のホームページのマンスリーレポート論文募集の応募要領（8 月下旬に発表）を参考にしてください。

建退共

1. 地区別の事務担当者研修会を開催します

建退共に参加していただいている事業所の事務担当者を対象に、各種手続きや28年4月からの制度改正（退職金アップ）などについて説明します。

手続きに必要な用紙、50周年記念品の配布や、建設共済保険（建設業福祉共済団）の説明も行いますので、是非ご参加ください。

◎ 今後の開催地区

西臼杵地区 8月5日（水）高千穂地区建設業協会

宮崎地区 8月19日（水）JA・AZM ホール

東諸地区 8月27日（木）高岡地区農村環境改善センター

※ 時間はいずれも午後1時30分から2時間程度

※ 10月以降、他の地区も適宜開催。

2. 共済証紙購入の考え方（購入枚数の計算例）

◎ 共済証紙（1日券が310円、10日券が3,100円）は、公共工事だけでなく、民間工事を受注したときも購入してください。

◎ 購入は、最寄りの金融機関において「共済契約者証」を提示し、「掛金収納書」に銀行の確認印を受け、大切に保管してください。

※ 「掛金収納書」は、加入・履行証明（経営審査用、入札参加資格申請用）を申請する際に必ず必要となります。

◎ 購入に当たっては、現場労働者の人数と就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入してください。

※ 人数等が把握できない場合は、下表を参考にしてください。

※ 対象工事の現場労働者の加入率を70%と仮定した表ですので、実際の加入率を70%で除して購入枚数を算出してください。

※ 100万円未満の工事は、1,000～9,999千円の欄を適用してください。

【購入率】

工事種別 総工事費	土 木					
	舗 装	橋梁等	隧 道	堰 堤	浚渫・埋立	その他の の土木
1,000～9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・ 同設備	非住宅・ 同設備	屋外の 電気等	機械器具 設 備
1,000～9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

《例1》

- 工事種別：その他の土木（一般的な土木工事）
- 工事契約額：972万円（消費税8%を含む）
- 現場労働者の加入率：100%（下請労働者を含む）
- 計算式

$$9,720,000 \text{円} \times \frac{4.1}{1,000} \times \frac{100}{70} = 56,931 \text{円}$$

(上記の表) (加入率)

$$56,931 \text{円} \div 310 \text{円} = 183.6 \rightarrow \text{切り上げ} \rightarrow 310 \text{円の証紙を} 184 \text{枚購入}$$

《例2》

- 工事種別：住宅・同設備（公営住宅、マンション等）
- 工事契約額：86万4千円（消費税8%を含む）
- 現場労働者の加入率：70%（下請労働者を含む）
- 計算式

$$864,000 \text{円} \times \frac{4.8}{1,000} \times \frac{70}{70} = 4,147 \text{円}$$

(上記の表) (加入率)

$$4,147 \text{円} \div 310 \text{円} = 13.3 \rightarrow \text{切り上げ} \rightarrow 310 \text{円の証紙を} 14 \text{枚}$$

3. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）

区分 月別	共 契約者数	被共済者数
5月末計	社 2,806	名 48,782
加 入	6	113
脱 退	0	134
6月末計	2,812	48,761

区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (5月の状況)
前年度まで の 累 計	冊 418,133	件 47,311	千円 28,779,557	千円 113,969,974
当 月 分	862	134	124,968	44,362
27 年度分	2,212	322	283,267	83,333
制 度 創 設 累 計	420,345	47,633	29,062,824	114,053,307

厚生年金基金

事業概況（6月分）

1. 適 用

（平成27年6月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
291	3,402	520	3,922

2. 給 付

（1）老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成27年度）

（金額：円）

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	36	13,155,700	144	57,408,900
	失 権 者	16	3,080,600	46	9,445,100
選 択 一 時 金		30	17,251,700	33	19,736,500
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		12	1,865,500	38	6,243,100
遺 族 一 時 金		0	0	1	955,000

（2）年金受給権者数

（金額：円）

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
6,329	1,441,298,400	6,158	1,347,720,100	76	43,774,700	95	49,803,600

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	18,004,212,583 円
----------	------------------

建災防 ■ ■

1. 平成27年度 安全衛生に係る宮崎労働局長表彰について

「安全衛生に係る宮崎労働局長表彰」は、安全衛生成績が高い水準に達し、他の模範と認められる優良事業場に対し表彰を行っているもので、その授与式は、毎年、全国労働安全週間中に行われていますが、本年度は、7月1日（水）にひまわり荘で開催され、6事業場と個人2名が受賞されました。

建設業関係の受賞者は次のとおりであります。

〔奨励賞〕

- 瀧上工業株式会社
宮崎10号日向大橋上部工（A1～P5）工事作業所
- 西松・上田・西本・寺田特定建設工事共同企業体
延岡新庁舎出張所
- 株式会社大林組 都城医師会病院工事事務所



2. 「建設業職長等指導力向上教育セミナー」の開催について

建設業においては、技能労働者等の不足が顕著になっており、これらの人材不足に対応した労働災害防止対策として、作業方法や部下の教育・指導など、職長等が建設現場の安全衛生管理に果たす役割は大きなものとなっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では委託事業として「建設業職長等指導力向上事業」を実施することとし、全国各地でセミナーを開催しています。本県では下記により開催されますのでこの機会に受講されますようご案内いたします。

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1 受講対象者 | 職長として職務に就いて概ね5年以上経過した方、又はそれに準じた方 |
| 2 受講料 | 無料（厚生労働省の委託事業ですので、受講料、テキスト代等は無料です。） |
| 3 開催日 | 平成27年9月1日（火）（受講時間 5時間40分） |
| 4 開催場所 | 宮崎県建設会館 5階会議室（宮崎市橘通東2-9-19） |

※ 建災防 宮崎県支部では、受講申込みの受付は行っておりませんので、受講希望の方は、下記の実施機関まで直接お問い合わせ下さい。

（株）建設産業振興センター 職長セミナー事務局 TEL 03 (5408) 1881

3. 「建設業労働者確保育成助成金」制度の一部が改正されました

- ①平成27年10月1日以降に開催される技能講習等に係る申請は、事前に計画届の届出が必要になりました。
 ②「足場の組立て等の業務に係る特別教育」も助成の対象になりました。

改正内容 2

〔お問合せ・申請先〕
宮崎労働局 職業安定部 職業対策課 TEL:0985-38-8824

▶10月1日以降に開始する技能実習は、事前に計画届の届出が必要です

<技能実習コース（経費助成・賃金助成）の必要書類>

種 類	現 行	平成27年10月1日以降
計画届	届出不要	技能実習を開始する日の 原則1カ月前までに届出
支給申請書	技能実習を終了した日の翌日 から原則2カ月以内に提出	技能実習を終了した日の翌日 から原則2カ月以内に提出

※平成27年4月10日の改正内容です。

◆10月1日以降に開始する技能実習から適用

〔例:平成27年10月1日～10月3日の訓練期間で技能実習を実施する場合、原則として、
9月1日までに計画届を労働局またはハローワークへの届出が必要です。〕

計画届様式（様式第2号（事業主向け）、様式第2号の2（団体向け））は厚生労働省ホームページにも掲載しています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen-dl.html

建設 助成金 様式

検 索

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

※計画届の様式（様式第2号）は、当支部のホームページからもダウンロードできます。

● 助成金の対象となる建災防宮崎県支部が開催する講習会

- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・ 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ・ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- ・ 車両系建設機械(整地・掘削等)運転技能講習
- ・ 高所作業車運転技能講習
- ・ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ・ 不整地運搬車運転技能講習
- ・ 小型車両系建設機械の特別教育
- ・ ローラ運転の特別教育
- ・ 低圧電気取扱い業務の特別教育
- ・ 足場の組立て等の業務に係る特別教育（新設）

4. 第52回 全国建設業労働災害防止大会について

第52回全国建設業労働災害防止大会が、9月10日（木）、11日（金）に大阪市で開催されます。多くの会員事業場に参加いただいて、安全意識の向上と安全衛生管理ノウハウの共有を図る機会にさせていただきようご案内いたします。

なお、大会参加券（7,500円）の購入につきましては、8月20日までに当支部に申込みいただくようお願いいたします。



建設業の安全衛生についてともに考え学ぶ2日間

第52回

全国建設業労働災害防止大会

in 大阪

会場
大阪国際会議場
[グランキューブ大阪]

開催日 平成27年9月10日(木)・11日(金)

参加券 7,500円

申込先 最寄りの建災防都道府県支部・本部業務部

総合集会(初日)

13時15分～16時30分(開場10時30分)
メインホール・イベントホールE 他

- 安全衛生功労者の表彰・顕彰
- 安全の誓い
- 講演
- 厚生労働省講演
- アトラクション



総合集会講演
揺れ動く内外情勢と
これからの政局
時事通信社解説委員
たざき しろう
田崎 史郎

専門部会(2日目)

8時50分～16時00分(開場8時30分)

- 建築部会 会議室1003
- 土木部会 会議室1001-1002
- 安全衛生教育部会 イベントホールE
- 住宅部会 特別会議場
- コスモス部会 会議室1009
- 安全衛生相談コーナー



専門部会講演
安全の理念と
技術の流れ
明治大学 名誉教授・工学博士
むかいの まさお
向殿 政男

安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会等も両日開催

同時開催

- 安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会
- 建災防図書等販売コーナー

イベントホールA～D (初日) 10時30分～17時00分 (2日目) 9時00分～16時00分

お問い合わせ：建設業労働災害防止協会 業務部

TEL：03-3453-8201 FAX：03-3456-2458

火薬協会

1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について

本年9月6日(日)、宮崎市(宮崎サザンビューティ美容専門学校)において実施する平成27年度甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安責任者試験の願書受付状況は次のとおりでした。

全員の合格をお祈りいたします

職 種 \ 種 別	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	合 計
建 設 関 係	21	30		51
砕 石 関 係	14	1		15
製 造 関 係	9			9
販 売 関 係	2			2
煙 火 関 係	2	1	1	4
公 務 員	4	1		5
そ の 他	58	1		59
計	110	34	1	145

受験者の皆さんへ

- 試験会場は、宮崎サザンビューティ美容専門学校の講義室（5階）です。
場所は、宮崎駅西口交差点の南東角（県道沿い）です。
- 試験中は、電卓等の計算機類は使用禁止です。
- 試験会場では、携帯電話の電源を切ってカバン等に入れ保管してください。
- 学校の設備や備品、学生の品物に触れたり、使用したりしないでください。
- 校内では、灰皿のある場所以外での喫煙は禁止されております。
- 試験事務局の携帯電話は、080-1796-5190です。
(専門学校からの取次ぎはご遠慮ください。)
- 駐車場は、宮崎駅周辺の有料駐車場を利用してください。

2. 講習会の日程について

あなたの保安手帳は失効していませんか。受講記録欄で確認してください。受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。今年後半の講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講 習 会 場	講 習 時 間
8月6日	木	高千穂町	高千穂建設会館	13:00～17:00
8月27日	木	日南市	日南建設会館	
9月17日	木	延岡市	延岡建設会館	
10月22日	木	日向市	日向建設会館	
11月5日	木	西都市	西都建設会館	
12月10日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講 習 会 場	講 習 時 間
12月10日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成27年度	322	▲30.2%	9,146	▲45.9%	664	▲33.3%	22,018	▲48.2%
平成26年度	461	9.2%	16,904	11.2%	995	▲4.7%	42,477	▲17.4%
平成25年度	422	31.1%	15,208	19.4%	1,044	48.5%	51,416	54.2%

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

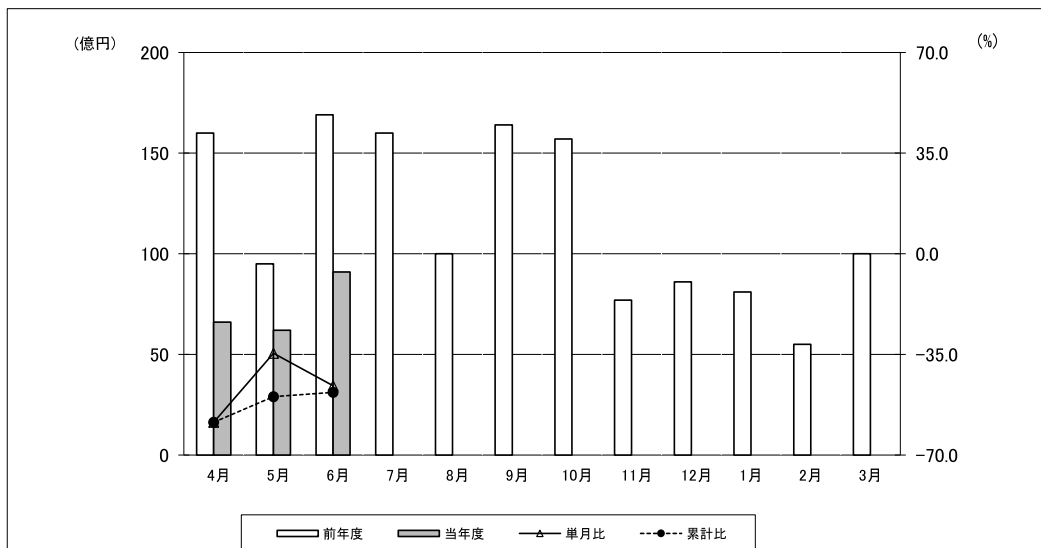
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	43	▲20.4%	2,695	▲56.9%	71	▲20.2%	5,937	▲45.7%
独立行政法人等	0	-	0	-	1	▲87.5%	1,131	26.4%
県	84	▲56.7%	1,555	▲68.0%	219	▲48.5%	5,786	▲49.7%
市町村	190	▲9.1%	3,538	▲37.0%	364	▲22.1%	7,369	▲59.5%
その他	5	66.7%	1,356	1581.6%	9	50.0%	1,794	89.7%
計	322	▲30.2%	9,146	▲45.9%	664	▲33.3%	22,018	▲48.2%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮崎	61	▲29.9%	1,152	▲70.1%	127	▲28.2%	4,519	▲30.7%
日南	34	▲19.0%	2,279	4.0%	52	▲21.2%	2,673	▲15.2%
串間	16	▲38.5%	381	▲44.6%	33	▲21.4%	599	▲45.0%
都城	43	▲17.3%	857	▲63.2%	74	▲39.3%	3,260	▲54.9%
小林	30	▲3.2%	1,226	79.5%	75	▲22.7%	1,979	▲12.0%
高岡	20	▲9.1%	290	18.4%	29	▲40.8%	451	▲33.1%
西都	15	▲65.9%	304	▲65.2%	46	▲41.0%	1,903	▲44.5%
高鍋	19	▲17.4%	825	▲0.7%	34	▲33.3%	1,247	▲56.0%
日向	44	▲4.3%	978	▲45.4%	89	▲35.0%	2,077	▲43.5%
延岡	23	▲62.9%	479	▲81.5%	65	▲44.9%	1,880	▲79.1%
西臼杵	17	▲34.6%	370	▲54.7%	40	▲31.0%	1,425	▲45.1%
計	322	▲30.2%	9,146	▲45.9%	664	▲33.3%	22,018	▲48.2%

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**今年度より、宮崎県をはじめ県内全ての市町村で
中間前払金をご利用いただけるようになりました。
ぜひご利用ください！**

工事代金の2割が、当初の前払金に加えて受け取れる制度です。
⇒前払金は最大で工事代金の**6割**に！

POINT！

中間前払金 1000 万円なら、
保証料は 6500 円
⇒金融機関の利息よりも
はるかに**安い！**

＜中間前払金のメリット＞

- ① **現場をストップさせる必要なし！**
- ② **全額現金で払出OK！**
- ③ **保証料率は一律0.065%**

手間なく

便利で

安い！

＜制度採用状況＞ **宮崎県、宮崎県内全市町村、国土交通省、農林水産省等**
※対象条件は発注者によって異なります。詳細は当社までお問い合わせください。

＜請求可能要件＞ ■ **工期の2分の1を経過していること**
■ **工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が概ね行われていること**
■ **当該工事で完了した作業にかかる経費が工事代金の2分の1以上であること**

＜保証申込時に必要な書類＞ ① **保証申込書** ② **使途内訳明細書** ③ **認定調書（通知書）の写し**

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店 **TEL 0985-24-5656/FAX 0985-20-1167**
ホームページ <http://www.wjcs.net/chukan/index.html>

平成27年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成27年6月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
宮崎県	15	378,121	▲37.5%	▲61.5%
宮崎市	4	59,471	▲20.0%	▲76.3%
都城市	2	146,610	100.0%	175.1%
延岡市	2	289,343	▲66.7%	407.8%
小林市	2	51,678	<	<
計	25	925,223	▲34.2%	▲35.8%

建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済保険加入促進に向けて！！

共済団は、厚生労働省と国土交通省の両省より「特定保険業」の認可を取得し、平成25年4月1日から、公益財団法人として、従来の共済制度と同様の「建設共済保険」を開始しております。

本年も引き続き、建設共済保険制度の安定運営が行えるように一層の普及を図ることとしております。

当制度は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償」から構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も備えた制度です。

保険料が 更にお安くなりました！

年間完成工事高契約&甲型共同企業体契約の
無事故割引率を2割アップし、保険料のご負担を軽減しました。

平成27年4月1日以降に新規でご契約いただく際に適用されます。
既契約者様につきましては、平成27年度の契約を更新される際に適用されます。

【旧】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	10%	20%	30%	40%	50%	60%

無事故割引率が従来より2割アップ(1.2倍)

【新】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	12%	24%	36%	48%	60%	72%

保険料計算例（保険金区分合計2,000万円）

完工高：土木一式工事5億円の場合

無事故割引率 年間保険料
【旧】30% ⇒ 266,000円
【新】36% ⇒ 243,200円

**22,800円も
お安くなりました。**

《建設共済保険 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場は除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。経営事項審査において加点評価されることもあり2万4千社を超える事業所が加入しています。まだ、建設共済保険に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い
- 元請・下請問わず無記名で補償
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い
- 企業の諸費用部分も補償
- 事業主（保険契約者）への速やかな支払い
- 経営事項審査において15点の加点

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（一社）宮崎県建設業協会
（公財）建設業福祉共済団

TEL 0985-27-7171
TEL 03-3591-8451

公益財団の

平成27年4月から
無事故割引率が**2割**拡大しました!

建設共済保険

法定外労災補償制度

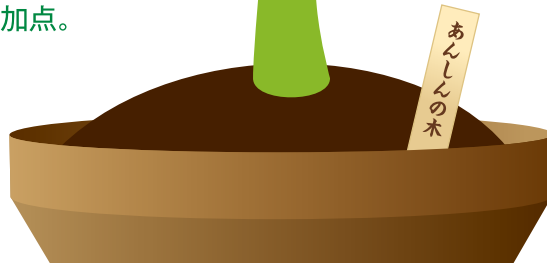
充実した制度で



保険料が安い



- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。



公益財団法人 **建設業福祉共済団**

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

〔育英奨学事業〕

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不
要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは **Tel.03-3591-8451**

建設共済保険

検索